

用語解説集

【あ 行】

- 1) **溢水・越水**
川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」という。
- 2) **井堰**
水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所。
- 3) **右岸**
川を上流から下流に見て右側の岸。
- 4) **雨水貯留(浸透)施設**
雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への流出量を抑制する施設。
- 5) **ポンプ場**
洪水時に本川の水位が高くなって堤内地側に降った雨水が本川へ出ていけなくなり、堤内地側で浸水が生じることがある。このような浸水を防ぐために、堤内地側に降った雨水をポンプの力により川へくみ出す施設。
- 6) **横断工作物**
河川横断方向(流れに直角な方向)に設置される橋や堰などの工作物。

【か 行】

- 7) **外水**
内水と逆に河川内に集まる水のことをさす。排水可能な区域を外水域と呼び、河川から溢れることを外水氾濫と呼ぶ。
- 8) **外来種**
人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を越えて持ち込まれた動植物。

- 9) **花崗岩質岩**
花崗岩と思われる白っぽい粗粒緻密な岩石。
花崗岩は、マグマがゆっくり冷えて固まった深成岩の一種で、結晶粒子が大きくかつ鉱物結晶の熱膨張率が異なるため、温度差の大きい所では粒子間の結合が弱まり、表面がぼろぼろになりやすく、風化しやすい。
- 10) **加古川流域圏総合治水推進協議会**
兵庫県では総合治水推進計画の策定単位として、県内を11の計画地域に分類しており、その内の東播磨・北播磨・丹波総合治水推進協議会のこと。法華山谷川はこの地域に属する。
- 11) **河床掘削**
川底を掘り下げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 12) **河積**
洪水を流す河川の断面積。
- 13) **河川管理者**
河川法の規定により、河川を管理する者をいう。
- 14) **河川整備基本方針・河川整備計画**
河川整備基本方針とは、長期的な河川整備の基本的方針を定めたもの。
河川整備計画とは、河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な河川整備の目標を定め、今後20～30年間で実施する河川整備の内容を示したもの。いずれも河川法に基づく計画。
- 15) **河川対策**
河床掘削や河道拡幅等により、川の断面積を広げたり、堤防や護岸を強化して、より多くの洪水を安全に流せるようにする対策。
- 16) **各戸貯留**
各家庭において、屋根に降った雨水を、浸透枳で地下に浸透させたり、雨水貯水槽に貯めたりすること。

- 17) **河道**
流水を安全に流下させるための水の流れる部分のこと。通常水が流れている低水路と、洪水の時だけ流れる高水敷に分けられる。
- 18) **冠水**
洪水によって水に浸ること。
- 19) **管理施設**
ダム、堰、堤防、護岸、床止めなど、河川管理者が設置及び管理する施設。洪水による被害防止などの機能をもつ施設。
- 20) **貴重種**
レッドデータブック等に特定されている絶滅のおそれがある野生生物の種のこと。
- 21) **共助**
自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという意味で、地域住民が助け合うこと。
- 22) **(植物の)群落**
同一場所に生育している植物群を優先種、相観（植物集団の姿）、立地条件等の基準によって区分したもの。
- 23) **計画高水位**
計画上目標とする洪水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位。河川の整備を計画する際の基準となる水位。
- 24) **下水道管理者**
下水道法の規定により、下水道を管理する者をいう。
- 25) **(堤防の)決壊**
堤防などが切れて崩れること
- 26) **減災対策**
災害による被害を最小限におさえようとする取り組み。
- 27) **県民緑税**
豊かな緑を次の世代へ引き継いでいくため、県民共有の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして兵庫県が平成18年度から導入した
- 28) **高水敷**
河川敷のこと。常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されている。
- 29) **洪水調節施設**
洪水の一部を一時的に貯め、下流の河道に流れる流量を減少させる施設。洪水調節用のダムや遊水地などが該当する。
- 30) **洪水ハザードマップ**
- 31) **洪水災害における被害を最小限にくい止めることを目的として、水害時における流域住民の安全な避難に役立つよう、想定される浸水深や避難所の位置、緊急連絡先等の情報が記載されている地図で、河川管理者が公表する浸水想定区域をもとに、自治体が作成する。護岸**
土砂で構成されている堤防や河岸を、侵食などから防護するために、それらの表面をコンクリートなどで覆う構造物。

【さ 行】

- 32) **左岸**
川を上流から下流に見て左側の岸。
- 33) **自助**
自らの命や財産は自分で守ること。
- 34) **事前放流**
洪水の発生を予測した場合に、利水の共同事業者に支障を与えない範囲で、ダムの利水容量などを放流して、一時的に治水容量として活用する操作のこと。

35) **支川**

本川に合流する河川のこと。本川から下流向きに見て、右側に合流する河川を「右支川」、左側に合流する河川を「左支川」と呼ぶ。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と次数を増やして区別する場合もある。

36) **自然環境保全基礎調査**

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について、国土全体の状況を、環境省において、調査している。調査結果は報告書及び地図等にとりまとめられたうえ公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政の他、各種地域計画や環境調査等の各方面において活用されている。

37) **準用河川**

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川であり、一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定される。

38) **植生**

ある地域における植物体の集まりの総称。植生の成立は、地形や気候等の環境要因や伐採や農耕等の人為的要因の影響を受ける一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させる。現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果である。

植生を地図上に表現したものを植生図という。

39) **親水**

人が水に親しみやすくすることをいい、勾配を緩くして階段を設置し、小さな子供でも水に触れられるような構造にするなどが挙げられる。

40) **浸水想定区域**

洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水が想定される区域とそのときの水深を併せて示したもの。

41) **浸透側溝**

側溝の周辺を充填剤で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる側溝類をいう。

42) **浸透枡**

家屋の雨とい等から流入してくる雨水を受ける構造物で、側面及び底面に孔があり、雨水を地中に浸透させる構造のもの。

43) **水害リスク**

洪水等によるはん濫などの被害に遭う可能性があること。

44) **水系**

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼の総称。

45) **(森林の)水源の涵養**

森林が形成する多孔質土壌に雨水を浸透、貯留する機能。

46) **水田貯留**

大雨のとき、水田の排水口に直角に板を立てる等で、一時的に雨水を貯留すること。

47) **水防活動**

川が大雨により増水した際、堤防の状態を見回り、堤防などに危険な箇所が見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する活動。

48) **瀬**

瀬は水深が浅くて流れが速く、白波が立つ所。

対照的に、水深が深く、流れが緩やかな所が淵。

49) **堰**

河川の流れの水量や水位を調節、制御するため河道を横断して設けられる構造物。

50) **堰板**

用水路等で、水をせき止める板。

- 51) ^{せいぶつたようせい} ^{せんりやく} **生物多様性ひょうご戦略**
生物多様性に関してこれまでに実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応し、生物多様性の保全を図るための兵庫県の指針(平成21年3月策定)。

【た 行】

- 52) ^{だいしょうしょくせい} **代償植生**
本来その土地に生育していた自然植生(原生林など)が人間活動の影響によって置き換えられた植生(二次林など)。

- 53) **ダム**
河川の流水を貯留し、または取水するために河川に横断的に設置する構造物。一般的には高さが15m以上のものをいう。

- 54) ^{たんすいりょう} **湛水量**
浸水等により水が滞留する水量。

- 55) ^{たんどくこうきょうげすいどう} **単独公共下水道**
公共下水道のうち、個別の終末処理場を有するもので、各市町村が設置、管理を行う。流末が流域下水道に接続するものは、流域関連公共下水道となる。

- 56) ^{ちいきぼうさいけいかく} **地域防災計画**
市民の生命、財産を災害から守るために、災害に係わる事務又は業務に関して、県及び市が定める災害対策基本法に基づく計画。

- 57) ^{ちくてい} **築堤**
堤防をつくること。

- 58) ^{ちさん} **治山**
健全な森林を整備し、土砂災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全などを図る行為の総称。具体的には、保安林制度など、森林における行為の規制や、山腹崩壊の防止など土砂災害を防ぐための工事が実施される。

- 59) ^{ちすい} **治水**
洪水や氾濫等による水害から人命および財産を守るために、河川工事等を行うこと。

- 60) ^{ちょうかこうずい} **超過洪水**
洪水を防ぐための計画を作成した時に対策の目標(計画規模)を超える洪水。

- 61) ^{ちよりゅうしんとうしせつ} **貯留浸透施設**
雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、雨水流出量を抑制する施設。

- 62) ^{ていないち} **堤内地**
堤内地は、堤防によって洪水氾濫から守られている地域。
また、堤外地とは堤防より川側の地域で、河川敷や水の流れる部分を指す。

- 63) ^{とうきょうわんへいきんかいいん} **T.P.(東京湾平均海面)**
地盤面、水面の高さを測る時に基準となる標高の原点。東京都の霊岸島の量水標における1873年6月から1879年12月までの期間で実測した潮位の平均値。

- 64) ^{ていぼう} **堤防**
洪水を氾濫させないため、左右岸に築造される構造物。多くの場合は盛土によるが、コンクリート等で築造される場合もある。

- 65) ^{とうすいせいほそう} **透水性舗装**
多孔質にして、雨水を表層から下層へ浸透させる舗装。

【な 行】

- 66) ^{ないすい} **内水**
洪水時に河川の水位が高くなって堤内地側に降った雨水が河川へ出ていかなくなり、堤内地側に水がたまる現象。浸水が生じることを内水浸水、内水氾濫という。

67) ^{にきゅうかせん}
二級河川

その河川が流れる地域内の人口や資産、将来の発展性といった社会環境、また自然環境によって、全国の河川は、一級河川、二級河川等といったランク分けが行われている。

一級河川とは、その河川が洪水等により大きな被害を受けた場合、国土の保全や国民の経済活動に大きな支障をきたす恐れがある河川で、国(国土交通省)管理の河川をいう。

二級河川とは、同様にその河川が洪水等により大きな被害を受けた場合、その地域の保全や経済活動に大きな支障をきたす恐れがある河川で、都道府県管理の河川をいう。

68) ^{ねんちょうかかくりつ}
年超過確率

ある一定規模の降雨量を超える降雨が1年間に発生する確率を表したもの。例えば、年超過確率 1/10 の降雨量が時間雨量 30mm とは、毎年 10%の確率で時間雨量 30mm を超える降雨が発生することを表す。

【は 行】

69) ^{はいすい}
背水

主に本川と支川との関係で、洪水時、本川が増水すると、本川に合流する支川の水位が影響を受け、上昇する現象。その影響を受ける区間を(支川)背水区間という。背水が原因で水があふれることを背水氾濫という。

70) ^{はいすいきじょう}
排水機場

洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が川へ排水できないため、ポンプにより内水を強制的に本川に排除するために設けられる施設のこと。

71) **ハザードマップ**

水害時に住民が安全に避難できるよう、想定浸水深や避難所の位置、緊急連絡先等の情報を示した地図。

72) ^{はんらんげん}
氾濫原

河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分。

73) ^{ビーオーディー せいぶつかかくてきさん そようきゅうりょう}
BOD(生物化学的酸素要求量)

水質汚濁を示す代表的な指標で、水中の微生物が増殖や呼吸作用によって消費する酸素量。水の有機物汚染が進むほどその値は大きくなる。

BOD75%値は、測定された年間のBODデータのうち 75%以上となる値である。例えば1年間で12回の測定を行った場合、水質の良い方から9番目(75%)の値をいう。この値が環境基準値を満足していれば、環境基準点において環境基準を満足していることとなる。

74) ^{ひがた}
干潟

主に河口域にあり、砂や泥により形成された低湿地。潮汐の影響により、干出と水没を繰り返す地形。

75) ^{ひきてい}
引堤

流下能力不足箇所等において、水路幅の拡大、堤防法線の修正等で、既設の堤防を堤内側に移動させることにより、河川の水の流れる断面を大きくする対策。

76) ^{ひなんかんこく}
避難勧告

人的被害の発生可能性が高まった際に、市町が避難の開始を求めること。また、避難指示は、避難勧告より状況が悪化し、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況で、市町が直ちに避難するよう指示すること。

77) ^{ひもん}
樋門

堤内地地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流先の川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける水門。

78) ^{ちさん ちすいぼうさいじっしけいかく}
ひょうご治山・治水防災実施計画

森、山、川、海の流域全体にわたり、治山・治水に関する総合的な防災・減災対策を推進するため、ハード・ソフト両対策について概ね10年間の実施計画を定めた兵庫県の独自計画。

79) “ひょうご・人と自然の川づくり”

基本理念及び基本方針

兵庫県が県民の参画と協働のもと、安全で自然と調和した個性豊かな川の創造に向けた取り組みを展開するために策定した基本理念・基本方針で、川づくりにおける4つの柱として、「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」を掲げている。

80) フェニックス^{ぼうさい}防災システム

兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて構築した、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システム。災害情報や気象観測情報の収集・提供や洪水予測などの機能を持ち、県市の迅速で的確な初動・応急対応を支援する。

81) 瀬

水深が深く、流れが緩やかな所。
対象的に水深が浅くて流れが速く、白波が立つ所が瀬。

82) 普通^{ふつうかせん}河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼ぶ。実際の管理は、市町村などが行う。

83) 平年^{へいねんち}値

西暦の末位が1の年から数えて0の年に終わる連続する30年間について統計した値で、気象庁では、これをその統計期間に引き続く10年間使用することになっている。現在は1981年から2010年までのデータから求めた値を使用している。

84) 保安^{ほあんりん}林

水源のかん養、山腹崩壊等の防止等のため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採等が規制される。

85) 防災^{ぼうさいちようせいち}調整池

開発等により、雨水が河川へ流出しやすくなることに対し、一時的に雨水を貯留し、河川への流出量を軽減するために、開発に合わせて設置される池。

86) 法定^{ほうていかせん}河川

一級水系及び二級水系の河川の内、河川法の規定により指定された区間であり、この区間で河川法が適用される。この区間の延長を法定河川延長という。

87) 保水^{ほすい}機能

農地や山地などで、雨水の土壌への一時的な浸透または地表での貯留により、河川や下水道への雨水の流出量を抑制する機能。

88) 本^{ほんせん}川

水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる河川、あるいは最長となる河川のこと。

本川に対し、本川に合流する河川のことを支川という。

【ま 行】

89) みお筋^{みおすぢ}

河道内の水深の深い部分を結んだ線で、水量の少ない時にも流れが保たれる流路。

【や 行】

90) 有孔^{ゆうこうかん}管

穴の空いた排水管で、管内に浸透した水をスムーズに排水する。

91) 遊水^{ゆうすいきのう}機能

下流へ流れる流量が減少するよう、洪水の一部を一時貯める機能。その貯める土地を遊水地という。

【ら 行】

92) 利水^{りすい}

河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用すること。

- 93) **流域**
降雨などが地表や地下を通過して、その川に流れ込む範囲。
- 94) **流域圏**
流域に流域外の氾濫域を加えた区域。
- 95) **流域公共関連下水道**
公共下水道のうち、終末処理場を有せず、その流末が流域下水道に接続するもので、各市町が設置、管理を行う。
流域下水道は、2以上の市町の下水を集め、下水処理場で処理する下水道。基本的には県が事業を行っている。
- 96) **流域対策**
校庭に雨水を一時的に貯留する等、河川への流出量を抑制する対策。
- 97) **流下能力**
河道の断面積で、どの程度の洪水を安全に流せるのかを地点毎に流量で表したものの。
- 98) **流出抑制**
雨水が河川や下水道に直接的に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。
- 99) **流紋岩質溶結凝灰岩**
流紋岩質の溶結凝灰岩。
流紋岩は、マグマが急激に冷えて固まった火山岩の一種で、花崗岩に対応する成分の火山岩。
- 100) **溶結凝灰岩は、火山の噴出物が厚く堆積し噴出物自身が持つ熱と重量によってその一部が溶融し圧縮されてできた凝灰岩の一種。(環境基準の) 類型**
水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切ってAA, A, B, C, D, Eの6つの類型を設けている。pH, BOD等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示される。